

労働法制規制緩和問題 特集号

<学習資料>

(8月20日付京都総評機関紙200号より再掲)



京都総評

京都地方労働組合総評議会：発行

発行所

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都5階
京都地方労働組合総評議会（京都総評）
電話 075(801)2308 FAX 075(812)4149
E-mail sohyo@labor.or.jp URL http://www.labor.or.jp/sohyo/
<発行責任者> 吉岡 徹 <編集責任者> 吉岡 勝

京都労働相談センター

電話 0120-378-060 E-mail scents@labor.or.jp

成長戦略の安倍政権

働くルール 破壊！

労働法制の大改悪を許さず

安倍政権は、成長戦略の柱として昨年6月に「日本再興戦略」とそれを受けた「規制改革実施計画」を閣議決定した。「日本再興戦略」においては、産業競争力会議や規制改革会議等の答申を基に、我が国の経済を再生するに当たっての阻害

安倍政権の労働規制緩和とは

自由法曹団京都支部幹事長
弁護士 中村 和雄さん

「あべこべ」労働規制緩和

安倍政権が「世界で一番企業が活動しやすい国」をめざすとし、労働者の働くルールを破壊することを大々的に進めようとしています。こんなことは絶対許すわけにはいきません。

どのような労働法制の改悪を進めようとしているのか、中村和雄弁護士に寄稿いただきました。

労働制の見直し、有料職業紹介事業の規制改革、労働者派遣制度の見直しが個別措置事項とさ

れています。「日本再興戦略」では、労働法制の規制緩和が具体的に検討され、そこでは、グローバル企業にとって日本を「世界で一番活動しやすい国」にするために、労働コストをいかに軽減するかが議論され、働く者の権利はまったく無視されていました。財界メンバーを中心とした規制改革会議などが数々の規制緩和策を打ち出している。雇用分野においては、限定正社員制度、派遣労働の緩和、職業紹介事業の民間開放が提唱されています。

労働時間制度 新しい

政府の産業競争力会議

雇用・人材分科会（主査

長谷川閑史）は、本年4

月22日と5月28日に、そ

れぞれ「個人と企業の成

長のための新たな働き

方」と「個人と企業の持

続的成長のための働き方」

改革」を発表し、「新し

い労働時間制度」の導入

を提案した。

これを受けて、政府は

6月11日労働時間法制の

見直しに関する関係閣僚

会議を開き、労働時間に

関係なく成果に応じて賃

金を支払う新制度の導入

を決めた。

労働法規制緩和の具体的な内容

派遣法改悪

労働者派遣については、これまで当然の原則とされていた「派遣労働は、臨時的一時的な業務に限定し、恒常的な業務にわたるべきである」とする「常用代替防止の原則」を放棄し、派遣労働の全

面解禁を打ち出している。

政府は、企業が派遣労働を永続的に使い続けることを認めた派遣法改正案が3月11日に国会に提出された。

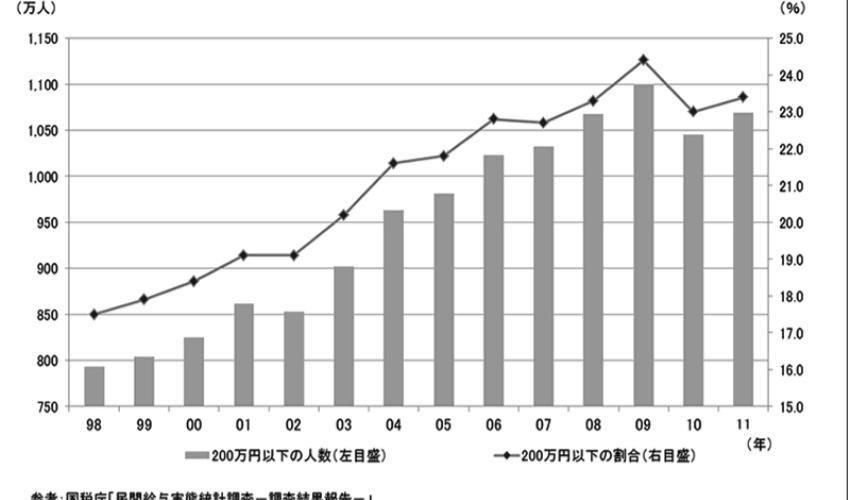
適用対象者は、「職務が明確で高い能力を有する労働者で、少なくとも年収1000万円以上の労働者」を対象とする

政府の「新しい労働時間制度」は、「労働時間と報酬のリンクを切り離し」実際に働いた時間

しかしながら、労働組合や弁護士会などをはじめとする反対運動の高まりや衆議院での審理期間確保の困難さ、法案の記載ミスなどにより、通常国会では廃案となつた。もっとも、今秋の臨時国会において、再び同法案が提案されるることは必至である。

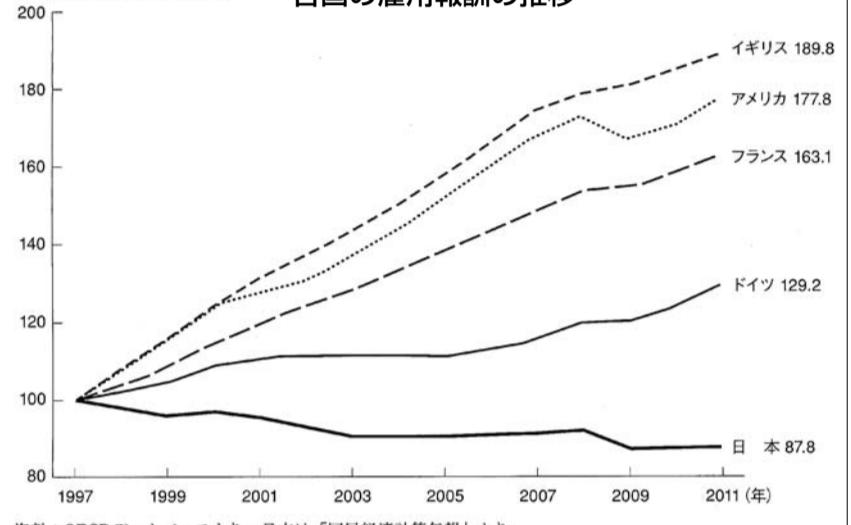
ワーキングプア7年連続1,000万人超

年収200万円以下の給与所得者数と割合



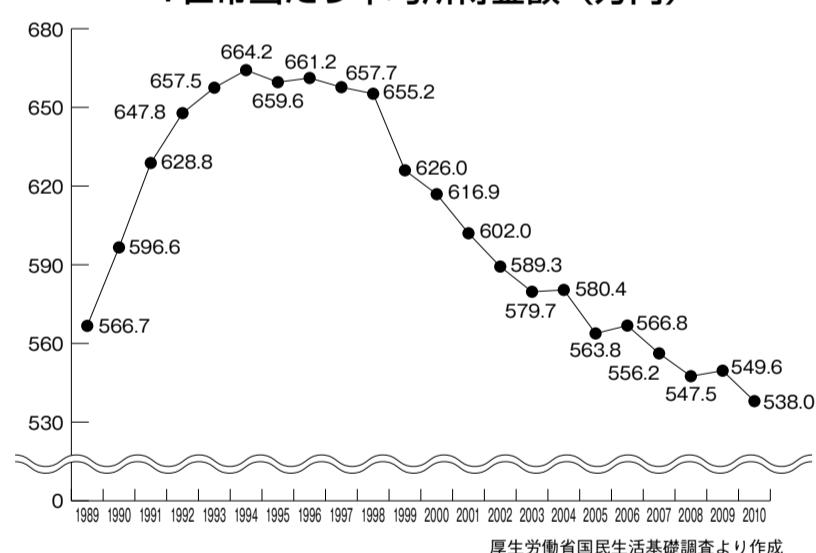
参考：国税庁「民間給与実態統計調査－調査結果報告－」

日本の労働者だけが賃金低下 各国の雇用報酬の推移



資料：OECDデータベースより。日本は「国民経済計算年報」より。

1世帯当たり平均所得金額（万円）



国税庁の2011年民間給与実態統計調査によれば、年収200万円以下の給与所得者は2006年以来6年連続で1000万人を超えており、給与所得者全体の平均年収はピークの1997年（463万円）より54万円も少ない409万円に減少している。他では、男性の正社員を中心として長時間労働が蔓

るが、その大きな原因の一つとして非正規労働の拡大など雇用の崩壊の問題がある。総務省の労働力調査によれば、非正規雇用の割合は2012年平均で35・8%と過去最高となっている。

使用者にとって都合の良い働きかせ方は、労働者にとってはきわめて不利な働き方である。わが国では労働者の賃金は1997年をピークに毎年減り続けている。また、貧困問題が深刻化してい

「世界」であることは明らかである。労働法の規制緩和を実現することによって、使用者にとって最も好都合な雇用環境を作り上げようというのが目的である。

が強く要求してきたものであり、派遣法の改正と共に併せて注意しておかなはれ

限定正社員制度

に転換するという労働契約法の改正につき、元に戻そうとの動きがあり、先の臨時国会において、大学研究職においては10年にするとの改悪が強行された。

ものの、参議院では可
決に至らず、継続審議
となつた。
これも臨時国会での攻
防になる。

れないよう注意しなければならない。

また、限定正社員制度とは「無限定正社員」の存在を強調するものに

なる。全国いや世界中どこにでも移動させられ

ごちな仕事でこの命づら

解雇の 金銭解決制度

労働時間の規制の適用を全面的に排除する内容になつてゐる。

この「新しい労働時間制度」はこれから労政審議会に議論され、来年の通常国会に法案として提出予定であり、警戒と対策が必要である。

に転換するという労働契約法の改正につき、元に戻そうとの動きがあり、先の臨時国会において、大学研究職においては10年にするとの改悪が強行された。

さらに、

①一定の期間内に完了する業務に従事する高収入かつ高度な専門的知識、技術又は経験を有する有期契約労働者

②定年後引き続いで雇用される有期契約労働者についても、無期転換ルールの特例を認める「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」が通常国会に提出され、衆議院は通過した

ものの、参議院では可決に至らず、継続審議となつた。これも臨時国会での攻防になる。

限定正社員制度

地域・職種限定正社員制度の普及促進について、政府は積極的に宣伝活動を展開している。働く場所や働く業務内容が特定されることは一般には好ましいことである。しかし、そのことを理由として賃金が不当に低く抑えられたり、解雇が容易になされたりすることは認められない。この制度が不当な労働条件差別や解雇権の濫用に利用さ

解雇の金銭解決制度についても提案されている。裁判で解雇が無効のように注意しなければならない。

また、限定正社員制度とは「無限定期正社員」の存在を強調することにつながる。全国いや世界中どこにでも移動させられるどんな仕事でも命じられたままに従事する。それが本来の正社員であるかのごとく扱われようとしている。正社員労働者はいまこそ労働者の人権を守るために怒らねばならない。

ハローワークの 民間開放

効と判断されれば労働者は職場に復帰するのが現行制度である。

それを、企業が一定の金を出せば労働者を職場から追い出すことが可能になるというのである。かつて同様の制度が検討され、労働界や弁護士会の反対でつぶれた経緯がある。

しかし、財界の要求は強い。いずれ法律案が提出される可能性がある。

日本の現状とたたかいの方向

いの方向

ればならない。

延しており、過労死や過労によって心身に故障を来す事例も後を絶たない。

総務省の労働力調査によれば、週60時間以上働いている労働者は全体の約1割で、男性に限ると14%に達している。総務省の社会生活基本調査（2006年）によれば、男性正社員の週平均労働時間は52・5時間（年間2730時間）にものぼっている。

いまこそ、労働法の規制を強化して労働者にとって良好な雇用環境を確立することこそが必要である。安倍政権はまったく逆の方向に舵を切つているのであり、安倍政権の雇用改革は「あべこべ」です。憲法擁護、脱原発、社会保障制度の充実など、広範な人々と共に同じこの秋の安倍政権打倒の闘いを大きく拡げていきましょう。